

# 前橋市新最終処分場適地選定報告書

令和2年(2020年)3月

前橋市

# 目 次

はじめに .....	1
第1章 選定の進め方.....	2
1 前橋市新最終処分場整備検討委員会の設置.....	2
(1) 委員会の構成.....	2
(2) 検討体制.....	3
(3) 情報公開.....	3
2 各種団体への協力依頼.....	3
(1) 依頼団体.....	3
(2) 建設に当たっての要望.....	3
第2章 建設候補地の選定対象.....	4
1 選定対象.....	4
2 公募・情報募集の実施.....	5
(1) 公募・情報募集に至った背景.....	5
(2) 公募・情報募集の概要.....	5
(3) 周知方法.....	6
(4) 公募・情報募集の結果.....	6
(5) 結果報告.....	6
3 市が選定する建設候補地（市有地）.....	7
(1) 検討の目的.....	7
(2) 検討フロー.....	7
(3) 結果.....	7
第3章 建設候補地の選定.....	8
1 建設候補地の選定の進め方.....	8
(1) 現地調査.....	8
(2) 一次選定.....	8
(3) 二次選定.....	8
2 現地調査.....	8
3 一次選定.....	16
(1) 一次評価.....	16
(2) 二次評価.....	17
4 二次選定.....	24
(1) 二次選定建設候補地の概況.....	24
(2) 地元の意向.....	24
(3) 経済性.....	25
(4) 総合評価結果.....	28
(5) 建設候補地.....	29

## はじめに

---

最終処分場は、市民生活にとって極めて重要で必要不可欠な施設ですが、既存最終処分場は、令和13年度に残余容量がゼロとなる予測です。このため、既存最終処分場の埋立終了後における処理方式について考え方を示した前橋市最終処分場施設整備方針（平成29年8月）を策定し、新最終処分場の整備を計画的に推進していくこととしました。

新最終処分場の建設候補地は、市民の皆様の関心も高く、その選定過程については公平性・透明性の確保が求められます。本報告書は、本市が新たに整備する新最終処分場の建設候補地（1か所）の選定経過を示すもので、その公平性・透明性を担保するために評価方法、評価項目、評価基準、配点等の選定の過程をまとめたものです。

選定の方針は、以下に示す「適地選定の基本方針」を柱としました。最終処分場の建設にふさわしい立地条件（安全・環境・経済）を設定するとともに、公平性・透明性を確保した選定作業を進めていくこととしました。

### 適地選定の基本方針

#### ① 安全性の確保

最終処分場の適地の条件として重要な要素は、立地にあたっての安全性であり、地震や地すべり等の各種災害に対して安全性が確保される場所を選定します。

#### ② 環境への配慮

自然環境や水環境及び地域における住環境への影響を極力低減できる場所を選定し、環境への配慮を徹底します。

#### ③ 経済性の確保

安全性の確保及び環境への配慮を踏まえたうえで、最終処分場の特性に合致する地形・地質条件や廃棄物の運搬効率などを検討し、経済性が確保できる場所を選定します。

#### ④ 透明性の確保

適地選定作業には、学識経験者や公募による市民等を加えた選定委員会を構成し、作業の公平性を担保するとともに、広報やインターネット及び住民説明会の開催を通じて適切に情報公開することで透明性を確保します。

選定方法は、基本構想について検討を行う前橋市新最終処分場整備検討委員会と、その専門部会として設置された適地選定専門部会の意見を伺いながら決定しました。適地選定専門部会の委員は、専門的な知識を有する5名の有識者から構成され、その内訳は廃棄物、自然環境、水環境、土木・地盤、行政となっています。本選定は、これら委員との全6回（平成30年2月～令和2年3月）におよぶ意見交換を経たものです。

選定に当たっては、市民の皆様のご協力が大変重要であると考えたことから、建設候補地の公募の実施、また、評価に当たっては地元の意向を重視すること等によって、市民の皆様の見解・意向を選定に反映することに努めました。

## 第1章 選定の進め方

### 1 前橋市新最終処分場整備検討委員会の設置

#### (1) 委員会の構成

建設候補地の選定に当たっては、基本構想について検討を行う前橋市新最終処分場整備検討委員会（以下「検討委員会」と言う。）と、特に適地選定について検討を行う適地選定専門部会（以下「専門部会」と言う。）を設置しました。

検討委員会には、学識経験者や公募による市民等を加えることで、選定作業の公平性の確保に努めました。また、専門部会の委員は、検討委員会の学識経験者5名で構成することとしました。

表 1.1 前橋市新最終処分場整備検討委員会 委員名簿

区分	氏名	所属	役職
学識経験者	あらいきくお 荒井喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議	技術指導部長
学識経験者	かたのこういち 片野光一	群馬県自然環境調査研究会	副会長
学識経験者	たなかつねお 田中恒夫	公立大学法人前橋工科大学	教授
学識経験者	つちくらとおる 土倉 泰	公立大学法人前橋工科大学	教授
学識経験者	にしむらよしこ 西村淑子	国立大学法人群馬大学	教授
住民代表	つのだゆうじ 角田雄二	前橋市自治会連合会	会長
住民代表	ふかまちふじお 深町富士雄	前橋市農業委員会	会長職務代理者
公募	いわまあやか 岩間彩花		
公募	さとうひろこ 佐藤裕子		
事業者代表	あらいたかお 新井孝雄	前橋商工会議所	常議員
事業者代表	まえはらせつお 前原節雄（～H30/11/6） おおつかたかお 大塚隆夫（H30/11/7～）	前橋市農業協同組合	代表理事組合長
廃棄物処理業者代表	ひさまつかつお 久松一夫	前橋市再生資源事業協同組合	理事長
廃棄物処理業者代表	よこざわよしお 横澤義夫	前橋市一般廃棄物処理事業協同組合	代表理事

※ 専門部会は、学識経験者の5名で構成。

## (2) 検討体制

選定方法については、専門部会の意見を伺うとともに、検討委員会に報告を行い意見を求めることとしました。

また、庁内に庁内検討委員会を設置し、関係部課による調整を行いながら選定を進めました。

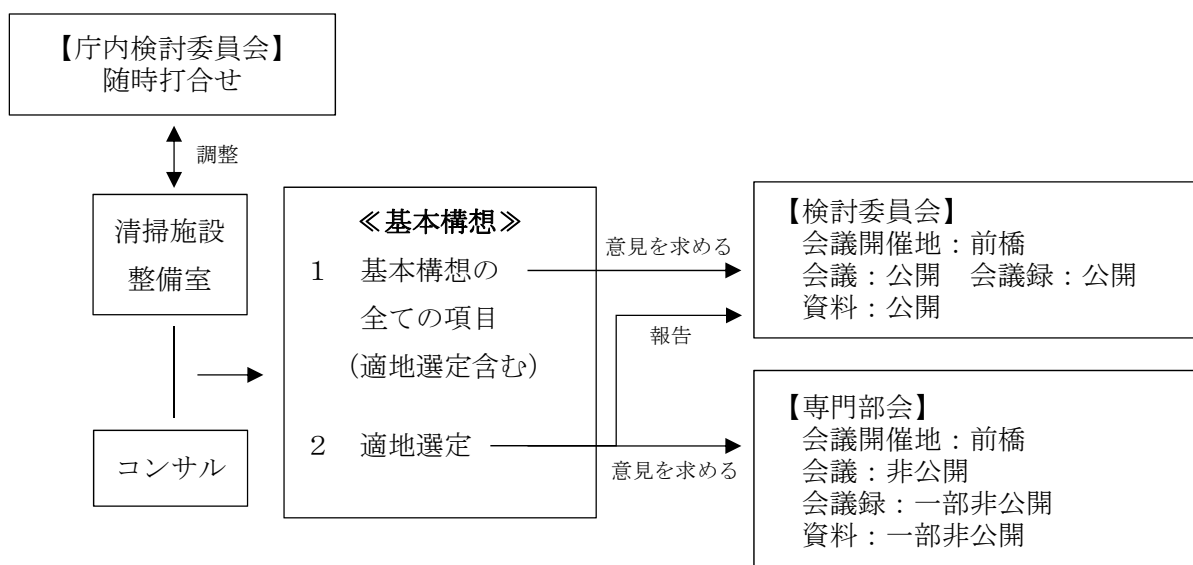


図 1.1 検討体制

## (3) 情報公開

検討委員会は、選定作業の透明性を担保するために原則公開することとしました。会議録については、前橋市ホームページに公開することで選定作業の透明性を確保しました。

専門部会は、検討内容に個人情報、意思決定過程にある情報及び用地買収に関する事務事業執行情報といった非公開情報が含まれていることから、会議は非公開とすることとしました。非公開情報を含まない検討内容については、会議録、資料を前橋市ホームページに公開し、選定作業の透明性の確保に努めました。

## 2 各種団体への協力依頼

### (1) 依頼団体

自治会連合会、農業委員会、JA 前橋市に対して、最終処分場の建設について協力を依頼し、ご理解・ご協力を求めました。

### (2) 建設に当たっての要望

最終処分場の建設に当たっては、周辺の環境保全に努めるとともに、下流の農地の安全安心に対する配慮を行うよう要望がありました。

## 第2章 建設候補地の選定対象

---

### 1 選定対象

建設候補地の選定対象は、①建設候補地の公募を行い、市民の皆様から応募のあった「公募による応募地」と、②市内全域の市有地・民有地から最終処分場の建設地としてふさわしい候補地を「市が選定する候補地」として数か所選定し、これらを合わせた中から、最もふさわしい候補地を1か所選定することとしました。

[選定対象]

- ①公募による応募地
- ②市が選定する候補地（市有地・民地等）

この方針に基づき、建設候補地の公募を実施し、広く市民の皆様から情報の提供を求めることとしました。また、市が選定する候補地として、まず、市有地を対象とした建設候補地としてふさわしい土地の検討を行いました。

その結果、公募では9件と多数の応募がありました。しかし、市有地については、建設候補地としてふさわしい土地がありませんでした。

このことから、建設候補地については、地元住民の理解と協力が不可欠であることを重視し、②「市が選定する候補地」は選定せずに、市民の皆様から応募のあった①「公募による応募地」9件の中から、最もふさわしい建設候補地を1か所選定することとしました。

公募の実施結果及び市有地の検討結果については、以下のとおりです。

## 2 公募・情報募集の実施

### (1) 公募・情報募集に至った背景

民有地における建設候補地の選定に当たっては、市民の皆様のご協力が大変重要であると考え、建設候補地の応募及び建設候補地について情報提供を呼びかけました。

### (2) 公募・情報募集の概要

建設候補地公募・情報募集の概要を表 2.1 に示します。

表 2.1 建設候補地公募・情報募集の概要

	公募	情報募集
期間	平成 29 年 12 月 1 日（金）から平成 30 年 3 月 20 日（火）まで （土曜日、日曜日及び祝日等の休日除く。）	
資格	土地の所有者（個人又は法人）又は応募地の地元自治会長	前橋市在住・在勤・在学のいずれかの者
条件	以下の条件を満たすこと。 (1) 前橋市内の土地であること。 (2) 土地の合計面積が 1ha 以上であること。 (3) 最終処分場建設用地として約 6～7ha の事業用地を確保できる見込みがあること。 ※ 自治会長が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。 ※ 土地所有者が応募する場合、地元自治会の同意までは必要としませんが、事前協議は、行ってください。	以下の条件を満たすこと。 (1) 前橋市内の土地であること。 (2) 最終処分場建設用地として約 6～7ha の事業用地を確保できる見込みがあること。
方法	次の①～④の書類を前橋市清掃施設整備室へ持参してください。 ① 応募申込書 ② 応募者・応募地一覧 ③ 位置図 ④ 情報の公表に係る同意書（任意）	次の①～④の書類を前橋市清掃施設整備室へ持参、郵送又は FAX してください。また、電話、メールでの情報提供も受け付けます。 ① 情報提供書 ※任意の様式可 ② 位置図 ③ 応募者・応募地一覧（任意） ④ 情報の公表に係る同意書（任意）
選定結果の連絡	選定結果について、ご連絡いたします。	選定結果のご連絡はいたしません。

### (3) 周知方法

公募・情報募集の実施に当たっては、私達の生活に欠かせない最終処分場の役割や、その必要性について広く周知を行い、市民の皆様が最終処分場に関心を持っていただく中で、建設候補地の応募・情報提供についても検討していただけるように努めました。

周知に当たっては、各種団体への協力依頼や広報紙等の媒体によって広範に行うこととし、具体的には、自治会連合会等の各種団体への協力依頼や広報まえばしへの掲載、また、環境部が担当する出前講座での周知や、前橋市役所ロビーを利用したパネル展を開催すること等により行いました。周知方法の詳細については、以下のとおりです。

- ア 広報まえばし、市ホームページへの掲載
- イ 自治会連合会、農業委員会、JA 前橋市への協力依頼
- ウ 定例記者会見での情報提供
- エ パネル展の開催、出前講座等での周知

### (4) 公募・情報募集の結果

公募・情報募集の結果、建設候補地の応募件数は 9 件、情報提供件数は 0 件でした。9 件の応募地を、表 2.2 に示します。なお、具体的な応募地を示すことについては、地元への配慮等から控えさせていただきました。

表 2.2 応募地

No	応募地	応募面積	応募者数	応募地の概況・地目
1	芳賀地区 No.1	約 3.2ha	9 名	緩い傾斜のある田、畑、山林。
2	芳賀地区 No.2	約 2.5ha	7 名	緩い傾斜のある田、畑。
3	芳賀地区 No.3	約 5.6ha	23 名	緩い傾斜のある宅地、畑、山林、保安林、雑種地。
4	桂萱地区	約 1.8ha	1 名	緩い傾斜のある山林、雑種地。
5	宮城地区	約 1.7ha	7 名	緩い傾斜のある田、畑。
6	富士見地区 No.1	約 2.3ha	10 名	緩い傾斜のある宅地、田、畑。
7	富士見地区 No.2	約 2.3ha	6 名	緩い傾斜のある田、畑、山林。
8	富士見地区 No.3	約 1.9ha	1 名	緩い傾斜のある宅地、畑。
9	富士見地区 No.4	約 5.1ha	1 名	傾斜のある保安林。

### (5) 結果報告

公募・情報募集の結果については、広報まえばしや市ホームページへの掲載の他、ご協力いただいた自治会連合会、農業委員会、JA 前橋市の各種団体にご報告させていただくとともに、新聞等の報道機関により、広く周知を行いました。



### 3 市が選定する建設候補地（市有地）

#### (1) 検討の目的

最終処分場建設候補地の選定に当たっては、用地の取得が一つの課題となること、また市有財産を有効に活用すべきであることから、市有地（行政財産を除く。以下同じ。）での建設の可能性について検討し、評価を行いました。

#### (2) 検討フロー

市有地の検討は、以下の手順で行いました。

- ① 市内全域から除外区域\*1を除く。
  - ② ①で残った区域を、道路（幅員 5.5m 以上）及び河川・水路（細河川以外）で分断し、面積 6ha を確保できる土地を抽出する。
  - ③ ②で抽出された土地のうち、市有地が 4.5ha（6ha の 75%）以上含まれるもの（貸付中、売却予定、使用予定があるものを除く。）について個別に評価を行う。
- ※1 法律、条令等により、最終処分場の設置や開発等が制限されている区域や、建設に不適と考えられる区域、また、適地選定の基本方針から除くことが望ましいと考えられる区域を除外区域としました。設定した除外区域は、表 2.3 のとおりです。

表 2.3 除外区域の設定

No.	
1	勾配 9 度（約 15%）以上の区域を除外
2	建築物・構造物から 50m 以内の区域を除外（ただし、市有地敷地内は除く。）
3	水域（河川面・湖沼面）の区域を除外
4	用途地域のうち、住居系及び商業系に該当する区域を除外
5	法的規制から次の区域を除外（「計画・設計・管理要領」*1の C 判定を参考とする。） ・国有林 ・保安林 ・史跡 ・名勝・天然記念物 ・鳥獣保護区特別地区 ・自然環境保全特別地域
6	安全面から次の区域を除外（「指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定の手順」*2の項目を参考とする。） ・洪水浸水想定区域 ・地すべり地形箇所 ・急傾斜地崩壊危険箇所 ・土石流危険区域、溪流 ・砂防指定地 ・道路・鉄道トンネルの直上
7	経済面から次の区域を除外 ・土地区画整理事業施行区域 ・市街地再開発事業施行区域 ・土地改良事業区域 ・その他事業計画が決まっている、予定がある候補地を除外（太陽光等）。ただし、個別の事業計画地を、図上に落とすことは困難なため、個別検討時に評価を行う。

※1 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）

※2 指定廃棄物の最終処分場等の候補地選定の手順（案）（指定廃棄物処分等有識者会議（第 6 回）参考資料 1）

#### (3) 結果

建設候補地として、条件に合致する市有地はありませんでした。

## 第3章 建設候補地の選定

---

### 1 建設候補地の選定の進め方

本選定は、以下の考え方・手順で実施しました。

#### (1) 現地調査

応募された土地の現地調査を行いました。

#### (2) 一次選定

ア 一次評価

用途地域、法的規制、文化財、安全面、経済面の観点で最終処分場の建設を避けるべき地域を設定し、9か所の建設候補地の該当の有無を確認しました。

イ 二次評価

一次評価で除外されなかった建設候補地を対象に、立地特性、生活環境、自然環境、災害危険の観点で評価し、最終処分場の建設において適性が高い建設候補地を選定しました。

#### (3) 二次選定

一次選定で選定された建設候補地を対象に、地元の意向、経済性の観点で評価を行いました。地元の意向は、地元自治会との意見交換会の開催及び建設候補地の地権者の意向を伺い評価しました。経済性は、各建設候補地の事業費を算出して評価しました。それらの評価結果に、一次選定二次評価の結果を加味した総合評価を行い、1か所の建設候補地を選定しました。

最終処分場建設候補地選定フローを図 3.1 に示します。

### 2 現地調査

施設配置計画、周辺環境、土地利用、農業、森林、公園、自然環境、災害危険の観点で、応募地の現地調査及び既存地図情報等の調査を行いました。調査結果を表 3.1 に示します。

調査に当たっては、応募地のみでは事業用地に必要な面積が不足しているため、法規制や地形などを考慮し、応募地周辺の土地を含めた新最終処分場の造成計画を9か所分作成し、事業区域を設定しました。また、現地調査においてその造成計画に無理がないことを確認しました。

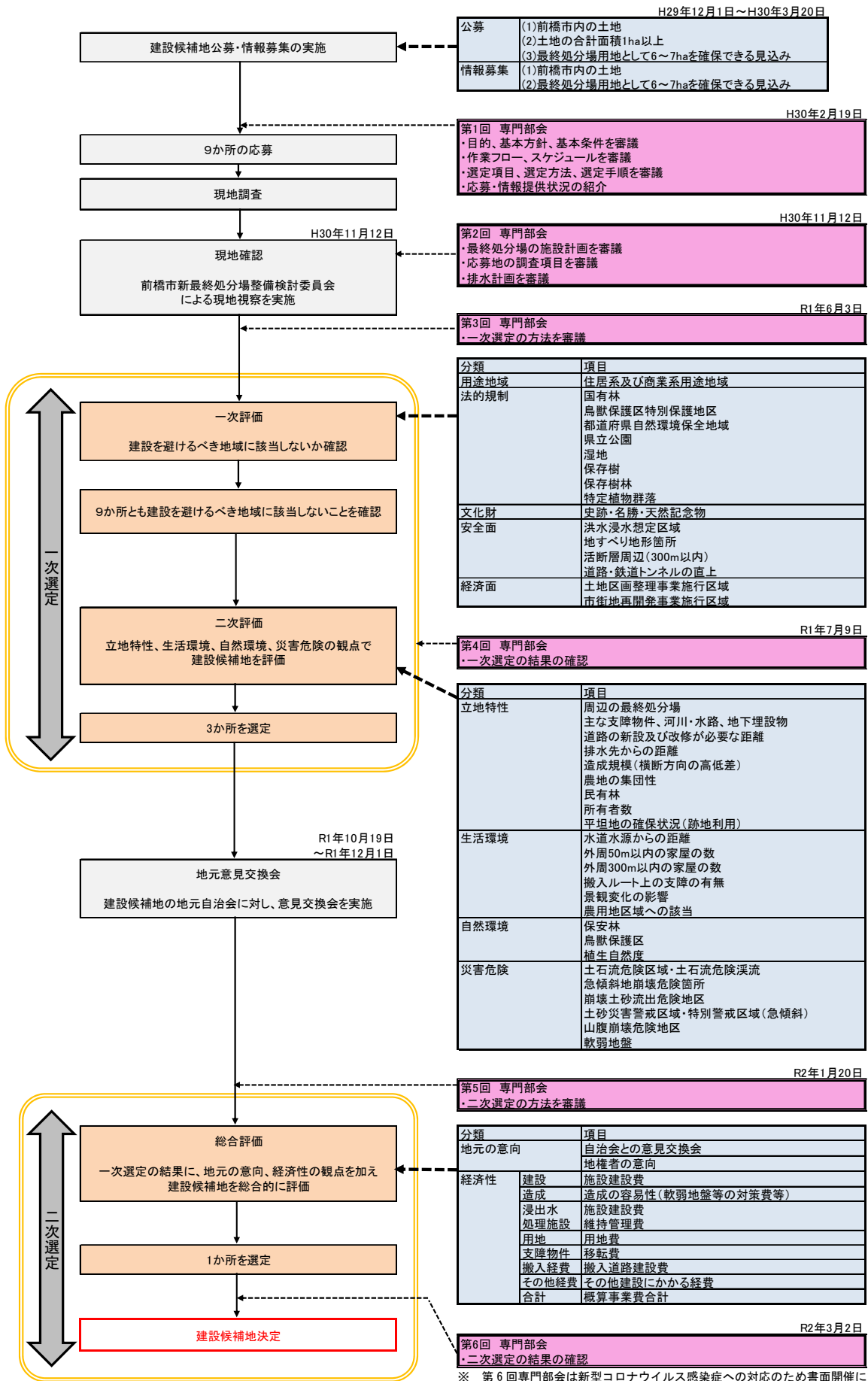


図 3.1 建設候補地選定フロー

表 3.1 建設候補地の主な調査結果

No	分類	項目	芳賀地区No. 1	芳賀地区No. 2	芳賀地区No. 3
1	施設配置計画	造成規模（横断方向の高低差）	小	大	大
2		所有者数	約30人	約30人	約30人
3		主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	電柱、水路	畜舎、電柱、河川	住宅5軒、畜舎、防火槽、農業用設備、電柱、水道管
4		道路・鉄道トンネルの直上	該当なし	該当なし	該当なし
5		道路の新設及び改修が必要な距離	約400m	約1,100m	約50m
6		搬入ルート上の支障の有無	畜舎等の建造物傍、道路拡張を要する可能性あり。	支障なし	支障なし
7		排水先からの距離 （排水検討河川。排水距離は◎のある河川で算出。）	2,200m （◎五代川）	2,400m （◎五代川）	2,500m （◎五代川・藤沢川）
8		平坦地の確保状況（跡地利用）	約半分	なし	約半分
9	周辺環境	外周50m以内の家屋の数	1軒	3軒	7軒
10		外周300m以内の家屋の数	50軒弱	約20軒	約40軒
11		最寄りの公共施設（学校、病院、公民館、図書館等）の状況	なし	なし	なし
12		周辺の最終処分場	なし	なし	なし
13		水道水源からの距離	下流域に水道水源なし	下流域に水道水源なし	下流域に水道水源なし
14		景観変化の影響（近景） （周辺民家の地盤高と堰堤高さの差(m)）	1m	0m	15m
15		景観変化の影響（遠景） （可視できる10km以内の支所・出張所数）	2	1	10
16		景観変化の影響（観光・生活環境） （国道・県道との隣接の有無）	なし	なし	なし
17	土地利用	市街化区域	該当なし	該当なし	該当なし
18		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
19		用途地域	該当なし	該当なし	該当なし
20		住居系及び商業系用途地域	該当なし	該当なし	該当なし
21		景観地区	該当なし	該当なし	該当なし

桂萱地区	宮城地区	富士見地区No. 1	富士見地区No. 2	富士見地区No. 3	富士見地区No. 4
大	大	中	中	中	大
約20人	約30人	約30人	約20人	約20人	3人
庭木、物置、沼、水路、群馬用水	住宅3軒、畜舎、果樹、電柱、水路、群馬用水	住宅1軒、農業用設備、電柱、水路、群馬用水	倉庫、水路、水道管	住宅8軒、事務所、倉庫2棟、電柱、水道管	河川
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
約150m	0m	約200m	約800m	0m	約1,500m
支障なし	支障なし	宅地等の建造物傍、道路拡張を要する可能性あり。	電柱、一部宅地等の建造物傍、道路拡張を要する可能性あり。	支障なし	支障なし
1,000m (◎西田川)	2,500m (◎荒砥川・金蔵院川)	1,500m (◎大川)	1,900m (◎細カ沢川)	600m (◎赤城白川)	1,400m (◎赤城白川)
概ね全て	なし	概ね全て	なし	なし	3割程度
3軒	2軒	38軒	3軒	0軒	0軒
約80軒	50軒弱	200軒以上	約40軒	約10軒	0軒
なし	なし	なし	南400mに公園あり	なし	南200mに教育施設あり
1か所	なし	なし	1か所	なし	なし
東250mにあり(休止)	下流域に水道水源なし	下流域に水道水源なし	下流域に水道水源なし	南250m、東150mにあり	南200m、候補地内にあり
10m	6m	9m	4m	2m	0m
8	2	9	1	1	1
なし	あり	なし	なし	あり	なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
市街化調整区域	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

No	分類	項目	芳賀地区No. 1	芳賀地区No. 2	芳賀地区No. 3
22	土地利用	風致地区	該当なし	該当なし	該当なし
23		土地区画整理事業施行区域	該当なし	該当なし	該当なし
24		市街地再開発事業施行区域	該当なし	該当なし	該当なし
25		歴史的風土特別保存地区	該当なし	該当なし	該当なし
26		生産緑地地区	該当なし	該当なし	該当なし
27		史跡・名勝・天然記念物	該当なし	該当なし	該当なし
28		伝統的建造物群保存地区	該当なし	該当なし	該当なし
29		農業	農地・採草放牧地	農地あり	農地あり
30	農業振興地域		農業振興地域内	農業振興地域内	農業振興地域内
31	農用地区域への該当		該当あり、 土地改良区域（前橋市土地改良事業図）外	該当あり、 土地改良区域（前橋市土地改良事業図）外	該当あり、 土地改良区域（前橋市土地改良事業図）外
32	農地の集団性		・農地利用に条件がつく 可能性が高い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い
33	森林	国有林	該当なし	該当なし	該当なし
34		民有林	0.33ha （そのうち開発が必要な 森林面積：0.01ha）	1.79ha （そのうち開発が必要な 森林面積：1.3ha）	0.18ha （そのうち開発が必要な 森林面積：0.17ha）
35		保安林	近接	近接	近接
36		保安施設地区	該当なし	該当なし	該当なし
37	公園	国立公園・国定公園	該当なし	該当なし	該当なし
38		県立自然公園	該当なし	該当なし	該当なし
39		県立公園	該当なし	該当なし	該当なし
40		都市公園	該当なし	該当なし	該当なし
41	自然環境	都道府県自然環境保全地域 ・緑地環境保全地域	該当なし	該当なし	該当なし
42		植生自然度	植生自然度2	植生自然度2	植生自然度2

桂萱地区	宮城地区	富士見地区No. 1	富士見地区No. 2	富士見地区No. 3	富士見地区No. 4
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	近接	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
農地あり	農地あり	農地あり	農地あり	農地あり	該当なし
農業振興地域内	農業振興地域内	農業振興地域内	農業振興地域内	農業振興地域内	農業振興地域外
該当あり、 土地改良区域（前橋市土 地改良事業図）外	該当あり、 土地改良区域（前橋市土 地改良事業図）内	該当あり、 土地改良区域（前橋市土 地改良事業図）内	該当あり、 土地改良区域（前橋市土 地改良事業図）内	該当あり、 土地改良区域（前橋市土 地改良事業図）外	該当なし
・農地利用に条件がつく 可能性が低い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い	・農地利用に条件がつく 可能性が高い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い	・農地利用に条件がつく 可能性が低い
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
3.57ha （そのうち開発が必要な 森林面積：2.75ha）	該当なし	該当なし	5.76ha （そのうち開発が必要な 森林面積：3.69ha）	2.81ha （そのうち開発が必要な 森林面積：1.79ha）	22.22ha （そのうち開発が必要な 森林面積：6.71ha）
該当なし	近接	該当なし	該当なし	該当あり	該当あり
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
植生自然度7	植生自然度3	植生自然度2	植生自然度7	植生自然度2	植生自然度6

No	分類	項目	芳賀地区No.1	芳賀地区No.2	芳賀地区No.3
43	自然環境	緑地保全地域 ・特別緑地保全地区	該当なし	該当なし	該当なし
44		近郊緑地保全区域	該当なし	該当なし	該当なし
45		原生自然環境保全地域 ・自然環境保全地域	該当なし	該当なし	該当なし
46		特定植物群落	該当なし	該当なし	該当なし
47		湿地	該当なし	該当なし	該当なし
48		鳥獣保護区 ・鳥獣保護区特別保護地区	該当なし	該当なし	該当なし
49		保存樹・保存樹林	該当なし	該当なし	該当なし
50	災害危険	河川区域	該当なし	該当なし	該当なし
51		洪水浸水想定区域	周辺300mになし。	周辺300mになし。	周辺300mになし。
52		砂防指定地	該当なし	該当なし	該当なし
53		地すべり防止区域	該当なし	該当なし	該当なし
54		地すべり地形箇所	該当なし	該当なし	該当なし
55		急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当なし	該当なし
56		急傾斜地崩壊危険箇所	該当なし	該当あり	該当なし
57		山腹崩壊危険地区	該当なし	該当あり	該当なし
58		活断層周辺（300m以内）	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。
59		土石流危険区域・土石流危険渓流	該当なし	該当なし	該当なし
60		崩壊土砂流出危険地区	該当なし	該当なし	該当なし
61		土砂災害警戒、特別警戒区域	該当なし	該当あり	該当なし
62		宅地造成工事規制区域	該当なし	該当なし	該当なし
63		軟弱地盤	該当なし	該当なし	近接

※ 希少種については、前橋市自然環境調査報告書等により調査を行った。



桂萱地区	宮城地区	富士見地区No. 1	富士見地区No. 2	富士見地区No. 3	富士見地区No. 4
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	鳥獣保護区
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
周辺300mになし。	周辺300mになし。	周辺300mになし。	周辺300mになし。	周辺300mになし。	周辺300mになし。
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。	直下、近傍に活断層なし。
該当なし	該当なし	該当なし	該当あり	該当なし	該当あり
該当あり	該当なし	該当なし	該当あり	該当あり	該当あり
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
該当なし	近接	該当あり	該当なし	該当あり	該当なし

### 3 一次選定

#### (1) 一次評価

一次評価では、前節（2 現地調査）において調査を行った項目のうち、土地利用計画、環境保全、文化財保護、防災等、関係法令の規制等により特に最終処分場の建設が不適であり、立地を避けるべきと考えられる地域を除外地域に設定しました。除外地域とした項目を用途地域、自然環境、文化財、自然災害、経済面に分類し、その根拠となる関係法令等とともに表 3.2 に示します。

これら除外地域と 9 か所の建設候補地の位置関係を確認した結果、いずれの建設候補地においても除外地域への該当はなく、全ての建設候補地が「適合」との評価となりました。一次選定一次評価の結果を表 3.3 に示します。

表 3.2 建設を避けるべき地域（除外地域）と根拠となる関係法令等

No	分類	項目	関係法令等
1	用途地域	住居系及び商業系用途地域	都市計画法
2	自然環境	国有林	森林法 国有林野の管理経営に関する法律
3		鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
4		都道府県自然環境保全地域	群馬県自然環境保全条例
5		県立公園	自然公園法
6		湿地	環境省自然環境局 生物多様性センター 「湿地 調査報告書」
7		保存樹	前橋市水と緑のまちをつくる条例
8		保存樹林	前橋市水と緑のまちをつくる条例
9		特定植物群落	環境省自然環境局 生物多様性センター 「特定植物群落 調査報告書」
10		文化財	史跡・名勝・天然記念物
11	自然災害	洪水浸水想定区域	水防法
12		地すべり地形箇所	防災科学技術研究所 「1:50,000 地すべり地形分布図」
13		活断層周辺（300m 以内）	地震調査研究推進本部 「主要活断層帯」
14		道路・鉄道トンネルの直上	国土交通省国土地理院 「数値地図（国土基本情報）」
15	経済面	土地区画整理事業施行区域	都市計画法 土地区画整理法
16		市街地再開発事業施行区域	都市計画法 都市再開発法

表 3.3 一次選定一次評価の結果

No	建設候補地	除外地域への該当	評価
1	芳賀地区 No.1	該当なし	適合
2	芳賀地区 No.2	該当なし	適合
3	芳賀地区 No.3	該当なし	適合
4	桂萱地区	該当なし	適合
5	宮城地区	該当なし	適合
6	富士見地区 No.1	該当なし	適合
7	富士見地区 No.2	該当なし	適合
8	富士見地区 No.3	該当なし	適合
9	富士見地区 No.4	該当なし	適合

## (2) 二次評価

### ア 二次評価の概要

二次評価では、建設候補地の妥当性を判断するために、前節（2 現地調査）の調査結果から、評価結果に差異があるものを抽出し、評価を行いました。

### イ 二次評価の方法

評価方法は、以下の評価項目に設定した評価基準に従い得点付けした後、評価項目の重要性に応じた重み（配点）を乗じた上で、合計点を算出し行うこととしました。

### ウ 評価項目・評価基準の設定

#### （ア）評価項目の設定

評価項目は 24 項目を設定し、立地特性、生活環境、自然環境及び災害危険の 4 分類に整理しました。

- ※ 立地特性 立地条件が事業に及ぼす影響を考慮
- 生活環境 生活空間や水源との近況状況を考慮
- 自然環境 自然環境の保全に及ぼす影響を考慮
- 災害危険 地形・地盤に起因する自然災害を考慮

#### （イ）評価基準の設定

評価基準の設定に当たっては、なるべく客観的な評価が可能な定量的な指標を採用しました。評価方法は、適正高い（5点）、適正普通（3点）、適正低い（1点）の3段階としました。評価基準は、評価項目が法令等（「前橋市廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程」等）を参考に設定したものは法令等にある基準を参考に設定しました。それ以外のものは、9か所の建設候補地が相対的に評価できるよう設定しました。

二次評価の評価項目と評価基準を表 3.4 に示します。

表 3.4 一次選定二次評価の評価項目と評価基準

分類	項目	説明	評価基準		
			適正低い (1点)	適正普通 (3点)	適正高い (5点)
立地特性	周辺の最終処分場	建設候補地外周から1km圏内の最終処分場の有無	なし	—	あり
	主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	建設候補地内にある支障物件、河川・水路、地下埋設物の数及び規模	少ない、又は、ない	中程度	多い
	道路の新設及び改修が必要な距離	建設候補地への搬入道路の新設・改修が必要な距離	0～100m	101～500m	501m以上
	排水先からの距離	建設候補地から排水先河川までの排水管路整備が必要な距離	0～1,000m	1,001～2,000m	2,001m以上
	造成規模（横断方向の高低差）	横断方向の高低差を用いて造成規模を評価（適度な谷地形ほど造成規模小）	小さい	中程度	大きい
	農地の集団性	農振法（農地の集団性の阻害）により農地利用に条件がつく可能性の有無	可能性が低い	—	可能性が高い
	民有林	地域森林計画対象民有林の該当の有無及び面積（1ha超の場合残置森林が必要）	該当なし	開発面積が1ha未満	開発面積が1ha以上
	所有者数	建設候補地に含まれる土地の所有者の人数	1～10人	11～25人	26人以上
	平坦地の確保状況（跡地利用）	埋立終了後の埋立地の平坦地（勾配0%）の割合	20,001m <sup>2</sup> 以上	1～20,000m <sup>2</sup>	0m <sup>2</sup>
生活環境	水道水源からの距離	建設候補地下流側500m以内にある水道水源の有無	なし	—	あり
	外周50m以内の家屋の数	建設候補地外周50m以内の家屋の数	0軒	1～5軒	6軒以上
	外周300m以内の家屋の数	建設候補地外周300m以内の家屋の数	0～25軒	26～50軒	51軒以上
	搬入ルート上の支障の有無	搬入ルートを拡幅する上での支障物の数及び規模	支障なし	中程度	多い
	景観変化の影響	景観変化の影響を近景、遠景、観光、生活環境の観点で評価	小さい	中程度	大きい
	農用地区域への該当	農用地区域（土地改良事業区域内外で区分）の該当の有無	なし	あり、土地改良区域外	あり、土地改良区域内
自然環境	保安林	保安林の該当の有無	なし	—	あり
	鳥獣保護区	鳥獣保護区の該当の有無	なし	—	あり
	植生自然度	建設候補地内の植生自然度のランク	植生自然度1～3	植生自然度4～6	植生自然度7～10
災害危険	土石流危険区域・土石流危険渓流	土石流危険区域・土石流危険渓流の該当の有無	なし	—	あり
	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所の該当の有無	なし	—	あり
	崩壊土砂流出危険地区	崩壊土砂流出危険地区の該当の有無	なし	—	あり
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜）	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜）の該当の有無	なし	—	あり
	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊危険地区の該当の有無	なし	—	あり
	軟弱地盤	軟弱地盤の該当及び近接状況	なし	近接	あり

## エ 評価項目の重み（配点）の設定

### （ア）AHP の採用

評価項目の重み（配点）の設定に当たっては、公平性・透明性・合理性等の確保に努めるために AHP を採用することとしました。AHP とは、階層的意味決定手法（AHP:Analytic Hierarchy Process）のことをいい、人間の総合判断、評価の仕組みを階層構造に構造化し、意思決定を行っていくプロセスです。

### （イ）AHP の利用

AHP の考え方に基づき、各項目をどの程度重視するかを、項目間の一対比較により定量化しました。一対比較では、評価項目の中から一対（2つ）を取り上げて比較し評価します。

### （ウ）重み（配点）の設定

AHP 一対比較表による各評価項目の重み（配点）を表 3.5 に示します。なお、評価基準を 5 点満点としたため、合計点が 100 点になるように、重み（配点）の合計を 20 点になるように調整しました。

表 3.5 AHP一対比較表

一対比較値	意味
5	左の項目が上の項目より重要
3	左の項目が上の項目より若干重要
1	左の項目が上の項目と同じくらい重要
0.3	左の項目が上の項目より若干重要でない
0.2	左の項目が上の項目より重要でない

※ 表内の 0.3 は、 $1/3=0.333\dots$ を表します。

		周辺の最終処分場	主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	道路の新設及び改修が必要な距離	排水先からの距離	造成規模（横断方向の高低差）	農地の集団性	民有林	所有者数	平坦地の確保状況（跡地利用）	水道水源からの距離
立地特性	周辺の最終処分場	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	道路の新設及び改修が必要な距離	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	排水先からの距離	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	造成規模（横断方向の高低差）	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	農地の集団性	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	民有林	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	所有者数	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	平坦地の確保状況（跡地利用）	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1	0.2
生活環境	水道水源からの距離	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	外周 50m 以内の家屋の数	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	外周 300m 以内の家屋の数	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	搬入ルート上の支障の有無	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	景観変化の影響	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	農用地区域への該当	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1	0.2
自然環境	保安林	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	鳥獣保護区	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	植生自然度※1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	1	0.2
災害危険	土石流危険区域・土石流危険溪流	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	急傾斜地崩壊危険箇所	1	1	3	3	3	3	3	3	5	1
	崩壊土砂流出危険地区	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜）	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	山腹崩壊危険地区	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3
	軟弱地盤	0.3	0.3	1	1	1	1	1	1	3	0.3

※1 植生自然度は、建設候補地内に植生自然度 10（自然草原）、9（自然林）がないことを考慮しました。

※2 左側一行の値を全て乗じた後、24分の1乗（幾何平均）することで算出しました。

※3 重み（調整前）を、合計 20 点になるように調整しました。



オ 二次評価結果

各項目の得点（各5点満点（1点、3点、5点の3段階評価））に、重み付けの配点（合計20点）を乗じた上で、建設候補地ごとに合計点（100点満点）を算出しました。一次選定二次評価の結果を表3.6に示します。一次選定では、評価点の合計点が上位3位の、芳賀地区No.1、芳賀地区No.3、宮城地区の3か所を選定しました。

表 3.6 一次選定二次評価の評価項目、評価基準、評価結果

分類	項目	評価基準			重み	評価	点数
		適正高い (5点)	適正普通 (3点)	適正低い (1点)			
立地特性	周辺の最終処分場	1km圏内に最終処分場なし	—	1km圏内に最終処分場あり	1.52	5	7.60
	主な支障物件、河川・水路、地下埋設物	支障となる物件、河川・水路、地下埋設物、立木が少ない、又は、ない	支障となる物件、河川・水路、地下埋設物、立木が中程度	支障となる物件、河川・水路、地下埋設物、立木が多い	1.52	5	7.60
	道路の新設及び改修が必要な距離	新設・改修距離が短い、又は、ない（0～100m）	新設・改修距離が中程度（101～500m）	新設・改修距離が長い（501m以上）	0.55	3	1.65
	排水先からの距離	排水先の河川から近い（0～1,000m）	排水先の河川から中程度（1,001～2,000m）	排水先の河川から遠い（2,001m以上）	0.55	1	0.55
	造成規模（横断方向の高低差）	造成規模が小さい	造成規模が中程度	造成規模が大きい	0.55	5	2.75
	農地の集団性	農地利用に条件がつく可能性が低い	—	農地利用に条件がつく可能性が高い	0.55	1	0.55
	民有林	該当なし	該当あり（開発が必要な面積が1ha未満）	該当あり（開発が必要な面積が1ha以上）	0.55	3	1.65
	所有者数	土地所有者が少ない（1～10人）	土地所有者が中程度（11～25人）	土地所有者が多い（26人以上）	0.55	1	0.55
生活環境	平坦地の確保状況（跡地利用）	埋立後の土地において勾配0%の平坦地の面積が広い（20,001m <sup>2</sup> 以上）	埋立後の土地において勾配0%の平坦地の面積が中程度（1～20,000m <sup>2</sup> ）	埋立後の土地において勾配0%の平坦地の面積がない（0m <sup>2</sup> ）	0.23	3	0.69
	水道水源からの距離	下流側500m以内に水道水源なし	—	下流側500m以内に水道水源あり	1.52	5	7.60
	外周50m以内の家屋の数	0軒	1～5軒	6軒以上	1.52	3	4.56
	外周300m以内の家屋の数	0～25軒	26～50軒	51軒以上	0.55	3	1.65
	搬入ルート上の支障の有無	搬入ルート上に支障なし	搬入ルート上の支障が中程度	搬入ルート上の支障が多い	0.55	3	1.65
	景観変化の影響	近景、遠景、観光・生活環境を総合的に評価し、影響が小さい	近景、遠景、観光・生活環境を総合的に評価し、影響が中程度	近景、遠景、観光・生活環境を総合的に評価し、影響が大きい	0.55	3	1.65
	農用地区域への該当	該当なし	該当あり、土地改良区域（前橋市土地改良事業図）外	該当あり、土地改良区域（前橋市土地改良事業図）内	0.23	3	0.69
自然環境	保安林	該当なし	—	該当あり	1.52	5	7.60
	鳥獣保護区	該当なし	—	該当あり	1.52	5	7.60
	植生自然度	植生自然度1～3	植生自然度4～6	植生自然度7～10	0.23	5	1.15
災害危険	土石流危険区域・土石流危険渓流	該当なし	—	該当あり	1.52	5	7.60
	急傾斜地崩壊危険箇所	該当なし	—	該当あり	1.52	5	7.60
	崩壊土砂流出危険地区	該当なし	—	該当あり	0.55	5	2.75
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜）	該当なし	—	該当あり	0.55	5	2.75
	山腹崩壊危険地区	該当なし	—	該当あり	0.55	5	2.75
	軟弱地盤	該当なし	近接している	該当あり	0.55	5	2.75
<b>一次選定二次評価 合計点数</b>					20	<b>83.94</b>	

※ 重み（合計20点）はAHP法（階層分析法）を利用し算出しています。  
 ※ 重みは合計が20点になるように端数調整を行っています。  
 ※ 点数＝重み×評価



芳賀地区No.2		芳賀地区No.3		桂萱地区		宮城地区		富士見地区No.1		富士見地区No.2		富士見地区No.3		富士見地区No.4	
評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数	評価	点数
5	7.60	5	7.60	1	1.52	5	7.60	5	7.60	1	1.52	5	7.60	5	7.60
3	4.56	3	4.56	3	4.56	1	1.52	3	4.56	5	7.60	1	1.52	5	7.60
1	0.55	5	2.75	3	1.65	5	2.75	3	1.65	1	0.55	5	2.75	1	0.55
1	0.55	1	0.55	5	2.75	1	0.55	3	1.65	3	1.65	5	2.75	3	1.65
1	0.55	1	0.55	1	0.55	1	0.55	3	1.65	3	1.65	3	1.65	1	0.55
5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	1	0.55	5	2.75	5	2.75	5	2.75
1	0.55	3	1.65	1	0.55	5	2.75	5	2.75	1	0.55	1	0.55	1	0.55
1	0.55	1	0.55	3	1.65	1	0.55	1	0.55	3	1.65	3	1.65	5	2.75
1	0.23	3	0.69	5	1.15	1	0.23	5	1.15	1	0.23	1	0.23	3	0.69
5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	1	1.52	1	1.52
3	4.56	1	1.52	3	4.56	3	4.56	1	1.52	3	4.56	5	7.60	5	7.60
5	2.75	3	1.65	1	0.55	3	1.65	1	0.55	3	1.65	5	2.75	5	2.75
5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	1	0.55	1	0.55	5	2.75	5	2.75
5	2.75	1	0.55	1	0.55	1	0.55	3	1.65	5	2.75	3	1.65	5	2.75
3	0.69	3	0.69	3	0.69	1	0.23	1	0.23	1	0.23	3	0.69	5	1.15
5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	1	1.52	1	1.52
5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	1	1.52
5	1.15	5	1.15	1	0.23	5	1.15	5	1.15	1	0.23	5	1.15	3	0.69
5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	1	1.52	5	7.60	1	1.52
1	1.52	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60	5	7.60
5	2.75	5	2.75	1	0.55	5	2.75	5	2.75	1	0.55	1	0.55	1	0.55
1	0.55	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75
1	0.55	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75	5	2.75
5	2.75	3	1.65	5	2.75	3	1.65	1	0.55	5	2.75	1	0.55	5	2.75
71.06		<b>77.86</b>		73.26		<b>78.04</b>		74.56		68.84		70.48		64.86	

## 4 二次選定

二次選定では、一次選定二次評価の結果に、地元の意向、経済性の観点を加え、建設候補地を総合的に評価しました。

### (1) 二次選定建設候補地の概況

二次選定建設候補地の概況を以下に示します。

#### ア 芳賀地区 No.1

周囲を山林と畑の丘陵地に挟まれ、南に緩やかに傾斜した田園が広がる盆地状の土地。主要道路までの距離があり、搬入道路を整備する必要があるが、支障物件が少なく、造成がし易い。また、周辺民家からも目視されにくい。

#### イ 芳賀地区 No.3

準主要道路に接する丘陵地の上部で、搬入道路は整備しやすいが、南に広がる傾斜地は、畑の中に住宅等の支障物件が数件存在する。造成で掘り出す土砂の量が多く見込まれ、また道路を隔て民家が接している。

#### ウ 宮城地区

主要道路に接し、南に傾斜している果樹畑と田が広がる土地。住宅と水路等の支障物件が数件存在する。新たな搬入道路の整備は必要ないが、周辺民家までの距離が近く、主要道路に面するため人目に留まり易い。

### (2) 地元の意向

#### ア 自治会との意見交換会

選定された建設候補地の地元自治会を対象に、新最終処分場の立地に係る地元の意向を確認することを目的とした地元意見交換会を開催しました。

いずれの地元意見交換会においても、新最終処分場の建設に一定の理解を得ることができました。

自治会の意向については、建設候補地間において優劣をつける有意な差はないと判断しました。

なお、意見交換会で出された主な意見は以下のとおりでした。

- ・ 風による灰の飛散、においに関する内容
- ・ ゲリラ豪雨等の対策に関する内容
- ・ 浸出水の放流先や水質、環境への影響に関する内容
- ・ 周辺整備や跡地利用に関する内容
- ・ 搬入ルートや搬入台数に関する内容
- ・ 埋立物と放射能の影響に関する内容
- ・ 建設候補地の面積や応募状況に関する内容

#### イ 地権者の意向

選定された建設候補地内の地権者を個別に訪問し、新最終処分場の立地に係る意向を伺いました。

芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 の地権者から反対の意見はありませんでしたが、宮城地区の地権者からは一部反対の意見がありました。

### (3) 経済性

#### ア 条件の設定

経済性の評価は、各建設候補地の仮の造成・配置計画に基づき、埋立地、浸出水処理施設等の事業費を、比較評価することとしました。経済性の評価に当たって、各建設候補地の算定条件を表 3.7 に示します。

表 3.7 経済性の算出条件

項目	芳賀地区 No.1	芳賀地区 No.3	宮城地区
事業用地 (ha)	6.7	6.2	7.1
埋立面積 (m <sup>2</sup> )	27,700	26,300	33,700
埋立容量 (m <sup>3</sup> )	225,000	227,000	226,000
軟弱地盤対策	不要	必要	必要
浸出水処理能力 (m <sup>3</sup> /日)	95	90	115
排水管延長 (m)	2,200	2,500	2,500
搬入道路整備 (m)	400	50	0
埋設物	なし	水道管	農業用水埋設管

## イ 事業費の算定方法

### (ア) 埋立地

建設費は、他市町村の実績から埋立容量当たりの単価を求め、本市の埋立規模にあわせた事業費を算出しました。算出に当たっては、本市の計画と比較的条件が近く、近年建設を行った伊勢崎市最終処分場の値を用いることとしました。地盤改良工は埋立地底部の軟弱層厚さから算出することとしました。

$$\text{埋立容量当たりの単価} : 1,503,570 \text{ 千円} \div 159,100\text{m}^3 = 9.5 \text{ 千円/m}^3$$

維持管理費は、建設候補地による差がないため評価しませんでした。

### (イ) 浸出水処理施設

建設費は、他市町村等の実績から単価を設定し算出しました。

維持管理費は、メーカー実績から施設規模当たりの維持管理単価を 900 千円/m<sup>3</sup>/年と設定し算出しました。(維持管理期間 40 年間)

### (ウ) 用地費

固定資産税評価額を参考に算出しました。

### (エ) 支障物件移設費

一般的な住宅の移転に係る平均的な金額から算出しました。

### (オ) 搬入道路整備費

他市町村の実績から単価を設定し算出しました。

### (カ) 排水管整備費

他市町村の実績から単価を設定し算出しました。

### (キ) 埋設物移設費

管理者による移設に係る概算事業費算出結果を事業費としました。

ウ 評価結果

評価結果を表 3.8 に示します。各項目ごとに算定した経済性を総合的に評価した結果、芳賀地区 No.1 の事業費が最も安くなりましたが、芳賀地区 No.3 との経済性に大きな差はないと判断し、芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 を優れていると評価することとしました。

表 3.8 経済性の評価結果

(単価：千円) (税込み)

項目	芳賀地区 No.1	芳賀地区 No.3	宮城地区	
埋立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の建設費は差なし。(建設費 2,351,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の建設費は差なし。(建設費 2,372,000)</li> <li>地盤改良工が必要。(429,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の建設費は差なし。(建設費 2,362,000)</li> <li>地盤改良工が必要。(319,000)</li> </ul>	
浸出水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の面積が小さく浸出水量が少ないため、浸出水処理施設の建設費及び維持管理費は中位。(建設費 1,686,000) (維持管理費 3,762,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の面積が小さく浸出水量が少ないため、浸出水処理施設の建設費及び維持管理費は最も安い。(建設費 1,628,000) (維持管理費 3,564,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立地の面積が大きく浸出水量が多いため、浸出水処理施設の建設費及び維持管理費は最も高い。(建設費 1,903,000) (維持管理費 4,554,000)</li> </ul>	
その他	① 用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地費は中位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地費は最も高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地費は最も安い。</li> </ul>
	② 支障物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅等がないため費用は最も安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の住宅や畜舎があるため費用は中位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の住宅や畜舎、果樹があるため費用は最も高い。</li> </ul>
	③ 搬入道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路から 400m 程度の整備が必要なため、費用は最も高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路から 50m 程度の整備が必要なため、費用は中位。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路に隣接しているため不要。費用はかからない。</li> </ul>
	④ 排水管	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出水の排水先までの距離は同程度だが、配管を主要道へ埋設する距離が短いため費用は最も安い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出水の排水先までの距離は同程度だが、配管を主要道へ埋設する距離が長いため費用は最も高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出水の排水先までの距離は同程度だが、配管を主要道へ埋設する距離が中程度のため費用は中位。</li> </ul>
	⑤ 埋設物		<ul style="list-style-type: none"> <li>水道管の付替えが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業用水の埋設管の付替えが必要。</li> </ul>
	①～⑤ 費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他費用は最も安い。(642,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他費用は最も高い。(1,024,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他費用は中位。(862,000)</li> </ul>
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良工が不要で、その他費用が最も安い。浸出水処理施設の建設費及び維持管理費は中位。(8,441,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良工が必要で、その他経費が最も高い。ただし、浸出水処理施設の建設費及び維持管理費は最も安い。(9,017,000)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良工が必要で浸出水処理施設の建設費及び維持管理費が最も高い。(10,000,000)</li> </ul>	
	◎	◎	○	

#### (4) 総合評価結果

二次選定では、建設候補地の地元自治会との意見交換会を開催し、地元自治会の率直な意見をお伺いするとともに、建設候補地の地権者の意向を確認することで、新最終処分場の立地を選定する上で最も重要と考えられる「地元の意向」の評価を行いました。自治会との意見交換会においては、活発な意見交換が行われ、特に安全・安心に対する意見が多数挙がりましたが、意見交換を行う中で、いずれの意見交換会においても、新最終処分場の建設に一定の理解を得ることができました。また、地権者の意向については、芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 の地権者から反対の意見はありませんでしたが、宮城地区の地権者からは一部反対の意見がありました。

経済性の評価に当たっては、各建設候補地の仮の造成・配置計画に基づき、他市町村の建設実績等から、建設・維持管理に係る概算費用を算出することとしました。各項目ごとに算定した経済性を総合的に評価した結果、芳賀地区 No.1、芳賀地区 No.3 を優れていると評価することとしました。

こうした結果に、一次選定二次評価の結果を加味した総合評価の結果を表 3.9 に示します。

表 3.9 二次選定 総合評価の結果

項目		芳賀地区 No.1		芳賀地区 No.3		宮城地区	
一次選定二次評価		83.94 点	◎	77.86 点	○	78.04 点	○
地元の意向	自治会との意見交換会	理解を得られた	◎	理解を得られた	◎	理解を得られた	◎
	地権者の意向	反対なし	◎	反対なし	◎	一部反対あり	○
経済性		優れている	◎	優れている	◎	良い	○
(二次選定結果)		建設候補地として選定					

二次選定では、3 か所の建設候補地を総合的に評価した結果、地元の意向、経済性において評価が高く、かつ、一次選定二次評価の評価が優位であった芳賀地区 No.1（前橋市小坂子町字別所地内ほか）を、建設候補地として選定しました。

### (5) 建設候補地

建設候補地は、前橋市小坂子町字別所地内ほかとします。なお、位置図は下図のとおりです。

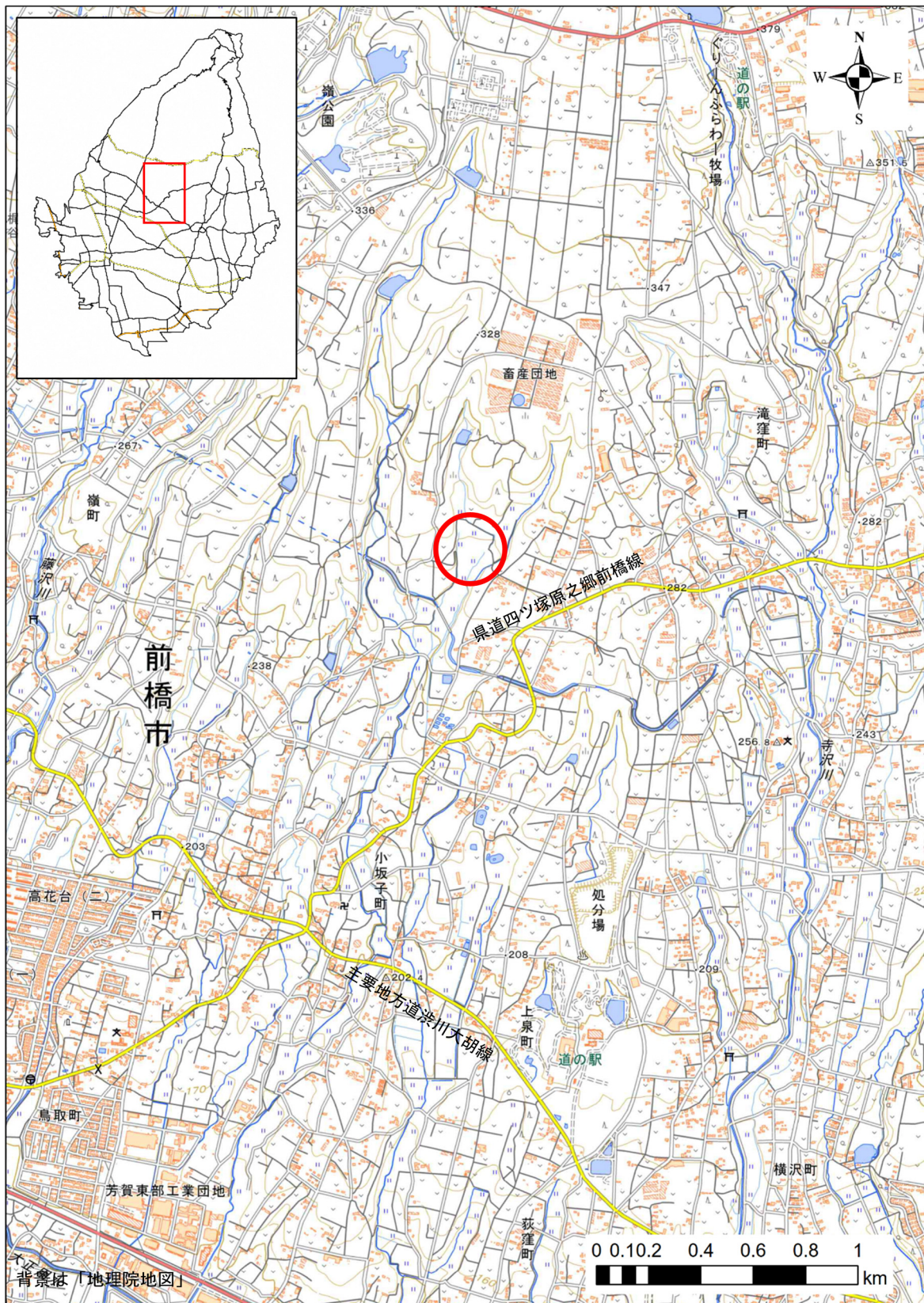


図 3.2 建設候補地位置図

## 前橋市新最終処分場適地選定報告書

---

令和2年3月

■発行 前橋市

■編集 前橋市環境部清掃施設整備室

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

TEL : 027-898-5846

---